

施設利用での食費・居住費の軽減制度 ※令和3年8月利用分より

施設入所やショートステイを利用する場合の食費・居住費については、利用者負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の負担軽減を行っています。

この制度を利用するには、負担限度額認定の申請が必要です。

対象となる方

- ・本人及び同一世帯の方全てが市民税非課税者であること
- ・本人の配偶者（別世帯も含む）が市民税非課税者であること
（※生活保護受給者の場合は、上記規定に関わらず軽減対象となります）

ただし、夫妻の預貯金等の資産額が一定額を超える場合は、軽減の対象になりません。

上限額は、収入等の額によって異なり、以下のとおりとなります。

本人の年金収入+その他の合計所得 (非課税年金を含む)	該当する段階	預貯金上限額	
		配偶者有の場合	単身の場合
<u>生活保護受給者</u>	第1段階	確認不要	
年額 80 万円以下	第2段階	計 1,650 万円以下	650 万円以下
年額 80 万円超 120 万円以下	第3段階①	計 1,550 万円以下	550 万円以下
年額 120 万円超	第3段階②	計 1,500 万円以下	500 万円以下

※非課税年金・・・遺族年金・障害年金・寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を指します。

※本人が65歳未満（第2号被保険者）の場合、いずれの段階も、預貯金の上限額は夫妻で2,000万円、（単身の場合は1,000万円）となります。

※老齢福祉年金受給者（明治44年以前生まれ）の方の場合は、別途基準がございます。

認定された場合、「**負担限度額認定証**」が発行され、申請した月から軽減を受けられます。食費・居住費の負担限度額は、施設や部屋の種類により異なり、下記のとおりです。

負担限度額 (日額)	食費の負担限度額		居住費等の負担限度額				
	施設入所	短期入所 (ショートステイ)	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室
					A(老健・療養 医療院等)	B (特養等)	
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円	320円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円	420円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円

※ショートステイ利用時は、療養介護の場合はA、生活介護の場合はBの負担限度額が適用されます。

【注意】認定証の有効期間は毎年7月31日までです。

継続して軽減を受けるには、毎年更新の手続きが必要です。

（更新手続きに該当する方には、6月中にご案内を送付します。）

更新手続きをしないと、有効期間終了後は軽減を受けられません。

《申請に必要なもの》※生活保護受給者の方は②、③は不要です。

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書
- ③預貯金などの資産額がわかるもの（通帳等の写し等）
→「負担限度額認定申請書の添付書類について」参照

◎お問い合わせ◎

氷見市福祉介護課介護保険担当

氷見市鞍川1060番地

電話 0766-74-8066